

滋賀銀行従業員組合「年金者部会」への加入のよびかけ

いま、年金が危ない！政府は年金制度の大改悪を次々とすすめています。

厚生年金は60歳全額支給であったものを順次繰り下げて、「2025年までに全額65歳支給にする」改悪を現在すすめています。これをさらに改悪して2012年に前倒し実施の方針を打ち出しています。60歳以上の定年延長（雇用延長）が不十分な状態では、年金受給までの空白期間が生じるという深刻な問題を含んでいます。

また、働いている60歳～64歳の人に減額支給している「特別支給の老齢厚生年金」についても、69歳まで拡大する計画や、65歳からの増額支給制度との選択制の導入も計画しています。2003年度予算案では公的年金の物価スライド制（デフレの現在はマイナス）の凍結を解除して、年金額の引き下げを実施しようとしています。

一方、都銀・地銀の厚生年金基金ではデフレの進行と共に年金資産のマイナス運用が拡大してきたため、銀行は基金への補填額の増大・リスクの回避を口実に、国の厚生年金（比例報酬部分）の代行部分を返上行っており、滋賀銀行でも代行返上を決め、他の地銀でも代行返上を検討している動きも出てきています。

さらに、年金基金の解散も加速しており、01年度の解散数は59件と前年度の29件から倍増して過去最多となりました。

9月13日、全国信用金庫厚生年金基金（加入員14万人余で国内最大、受給者7万人）は、「04年4月から、加入員と既受給者の給付水準を、過去までさかのぼって35%カットする」ことを決めました（今後、加入員と受給者の3分の2以上の同意の手続きが必要）。全国の基金の今後の動向に大きな影響を与える出来事です。

私たち滋賀銀行の場合も、不利益変更は行わないとしていますが、こうした動きとは決して無縁ではありません。いまこそ、労働組合として現役労働者の暮らしと権利を守ると共に、年金受給者の権利を守る取り組みも強化することが急務となってきたと考えます。

そこで、労働組合の新しい活動分野として、今日の情勢に対応する年金受給者のネットワークを構築し、情報の発信・諸要求の集約・交流の強化などについて、現役・年金受給者が協力し合って幅広く活動を展開できるように、年金者部会を設立することにしました。

こうした趣旨をご理解いただき、多くの方々が加入されることを心より呼びかけます。

2003年2月

よびかけ人

草津市	和田 一郎
大津市	山本武一郎
大津市	古田 雅二
草津市	寺田 源吾
大津市	田中紀美子
従業員組合	谷 一 明